

第3号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
(東灘区魚崎浜町)

計 画 書

名 称	位 置	面 積	備 考
産業廃棄物処理施設	東灘区魚崎浜町	約 1.6 ha	<p>◆施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃プラスチック類、木くず及びがれき類の破碎施設 <p>処理能力： 318 t / 日 (廃プラスチック類) 500 t / 日 (木くず) 1,600 t / 日 (がれき類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚泥の脱水施設 <p>処理能力：242 t / 日</p> <p>◆事業者 株式会社セーフティーアイランド</p>

理 由

当施設は、廃プラスチック類、木くず及びがれき類の破碎並びに汚泥の脱水を行う処理施設である。処理後物は、バイオマス燃料と混焼するなど、廃棄物の資源化に資するものである。

当敷地は、臨海部の工業地域に位置し、周辺は工場等の土地利用となっており、都市計画画上支障がないと認められる。

(参考) 建築基準法関係条文抜粋

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。